



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

令和元年 11 月号

代表
便り

慰安旅行 2019

台風 19 号は、本州の多くの地域に大きな被害をもたらし、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。春日井市においては、事前の予想よりも被害が少なく、弊社の慰安旅行も日曜日の朝、無事出発でき、火曜日の夜に帰ってきましたので、今回はその報告となります。

今回の目的地も弊社の慰安旅行の大定番沖縄になりました。いつも投票によって目的地を決定するのですが、結果、沖縄です(笑)。

1 日目は、前日の台風の影響にて、飛行機が 2 時間遅れでの出発となりました。到着後昼飯、のち鍾乳洞へ散策しました。



【↑事務所若手のメンバー達】

鍾乳洞を散策した後、受付広場に設置してあったブランコを発見。大人が乗れるものなのか、禁止はされていないだったので、弊社の最年長大脇が挑戦することに。



目視したブランコの座席部分と、しゃがんだ自分の位置が違い、地面へズルッ。恥ずかしそうに笑う大脇さんの 1 コマです。

その次乗ったのは、弊社最年少の春田さん。

お父さんと私（代表三上）が同い年ということで、若干冷や汗ですが、さすがブランコが似合う。



2 日目は、ゴルフやエステへ各自自由行動。私（代表三上）は、あまりやらないゴルフで見事 1 位。スコアは 1 1 2。あっそんなもんです(笑)

3 日目は、国際通りでお買い物&ディナークルーズでした。

3 日間とも天気も良く、総勢 1 2 名と段々と人数が多くなり準備が大変になってきましたが、充実した社員旅行となりました。

沖縄からセントレアへ最終便で戻ってきて、解散式でこう言いました。

「お疲れ様でした。また来年皆で行けるように頑張ろう！

もうあと 1 0 時間後には仕事が始まるので、ゆっくり休んでください」

皆の顔には、どっと疲れが出たように見えました・・・。



【↑ホテルの出口での写真】

11 月の税務

- ・ 個人事業税の納付（第 2 期分） 納付期限…11 月中において各自治体の条例で定める日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11 月 15 日(金)
- ・ 所得税の予定納税額の納付（第 2 期分） 納付期限…12 月 2 日(月)
- ・ 9 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
3 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…12 月 2 日(月)

本店
便り

法人成りセミナー

文責：宮澤

10/5(土)スペースパレットにて法人成りセミナーを開催しました。代表の三上より、法人成りのメリットデメリット、法人成りをすると具体的にどう変わるのか？等を中心にお話しさせていただきました。



このセミナー、元々建設業セミナーとして始まったのですが、今回は業種を絞らずの開催です。セミナーに初めて参加された方もいらっしゃいましたが、いかがでしたでしょうか？今後も様々なテーマでセミナーを行っていきますので、セミナーに参加されたことがある方も、ない方も、感想や要望、興味があるテーマ等、担当者に教えていただくと嬉しいです。毎回、セミナー後には参加者同士での名刺交換もしております。人脈作りにも、是非ご活用ください。

インター店
便り

前世はウガンダ人(*'▽')

文責：大脇

事務所の裏山の木々も色づき、肌寒さが身にしみる冬となり。公私ともに年末に向けて慌たしい時期に入りました。

少し前の話になりますが、9月にウガンダへ行ってまいりました。

「旅行？」いいえ、子ども達に会いにです。きっかけは、ウガンダへ観光した際に道端で暮らしていたほんの4~5歳ほどのストリートチルドレンを目の当たりにしたことが始まりです。大人の保護や愛情が必要な年齢の子どもたちが、自力で路上で暮らしています。そんな子どもの助けになりたいという思いからウガンダ通いが始まりました。



【バースデーケーキの生クリームまみれ(笑)】

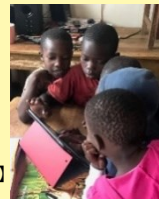
現在は、日本、欧米がサポートするウガンダ人自身で運営する「SAVO」にて、子ども達が自立できるよう、教育を受けられるサポートからありとあらゆる経験が出来る機会作りを行っています。今では、ボランティア活動というよりライフスタイルの一部になっており、ウガンダへ帰る(・・)(笑) ことにより英気を養っております(^_-)-☆ 興味を持った方はご連絡ください♪



【ウガンダで流行っている Boasty♪ 私がリズムに乗ろうとすると事務所で爆笑されました】

ここも生クリーム

【世界共通、みんな大好き動画とゲーム】



さて、11月といえば、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、国税庁が様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対する意見や要望をお寄せいただく機会としているのをご存知ですか？

事業主様にとって、税金は頭を悩ませる大きな要因です。せっかく利益が出たのに、税金でほとんど取られて事業が拡大できない、新しいビジネスに投資ができない、とお考えの方もいらっしゃると思います。税金の世界は、税金のことをよく理解して「きちんとした節税」を行っている企業・事業は、手元に利益が残るようにできています。税金対策とはもちろん税金を減らすことですが、その考え方を間違えると、結果的に損をすることもあります。

事業で役立つ節税のアドバイスは、個々の事業、事情に応じた内容になります。三上税理士法人では、引き続きお客様にあった最善のアドバイスができるよう、努めてまいります(^_^)/

経営
情報

消費税の税額計算の特例

文責：春田



10月1日に軽減税率制度が導入され、売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上にかかる税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、制度実施前と変わりません。

しかし、軽減税率制度が実施された10月1日から一定期間、売上または仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）の課税売上が5千万円以下の事業者）に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

一定期間とは令和元年10月1日～令和5年9月30日までの期間で、以下の計算方法で売上の一定割合を軽減税率の対象売上として、売上税額を計算することができます。

軽減税率の対象となる税込売上額 = 課税売上（税込）× 以下の①～③のいずれかの割合

- ① **小売等軽減仕入割合**…仕入を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者が適用できます。（簡易課税制度を適用しない事業者のみ）

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上のみ要する課税仕入（税込）

卸売業・小売業のみ要する課税仕入（税込）

- ② **軽減売上割合**…①の特例を適用する事業者以外の中小事業者が適用できます。連続した10営業日の売上を税率ごとに管理できれば売上税額が計算できます。

通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込）

通常の連続する10営業日の課税売上（税込）

- ③ **①・②の割合の計算が困難な中小事業者**

…主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象になります。

※適用対象期間中の課税売上のうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者

**50
100**

今回は、売上の税額計算の特例のみ紹介させて頂きました。仕入の税額計算について等、その他詳しい内容はこちらをご参照ください。ご不明な点は担当までお問い合わせください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

弊社創立15周年及び新社屋竣工記念忘年会のお知らせ

三上税理士法人創立15周年及び新社屋の竣工記念として、皆様をお呼びし下記日程にて忘年会を開催する運びとなりました。ぜひご参加ください。（要予約）

詳細は、先月号に同封のチラシ、もしくは担当者までお問い合わせください。

令和元年12月2日（月）17:30-20:30

【場所】ホテルプラザ勝川 4階「けやき」 【費用】大人8,000円



行楽日記

令和最初の運動会

先日、息子の令和最初の小学校の運動会に行ってきました。
今にも雨が降りそうで天気がとても心配です。



文責：幅上

開会式が終わると、次々に競技が始まります。徒競走、お遊戯、騎馬戦、棒取り、綱引き、今年は組体操に代わり、「集団行動」が加わりました。余談ですが、最近の運動会は、組体操の代わりに集団行動を取り入れる小学校が多いそうです。子供たちは、紅組は赤い旗、白組は青い旗をひらめかせ、合図に従って、旗を上げ下げしながら、隊形を変えていきます。そのキビキビした動きは見事で、拍手、歓声が上がっていました。空から見たら、一層綺麗だったことでしょう。

やはり、運動会の見どころは、紅白対抗リレーです。紅組優勢の中、残り1種目を残して迎えたリレー！紅白2チームずつ、代表選手が1年生から6年生の順で走ります。息子は白組の第4走者で走ります。私も自然と力が入ります。バトンを落とさずはしないか、転びはしないかと私の勝手な心配が頭を過ります。大声援の中、2着でバトンを受け取った息子は、第3コーナーで追い抜き、1着でバトンを次へ渡すことができました。学年が上がるにつれて、走りも早くなるので大いに盛り上がりました。結果は、白組が1、2着、赤組3、4着でした。

白組は同点に追い付き、最後の競技である大玉送りを迎えました。この競技は全員で行います。途中、トラブルがあり競技がやり直しになるなど白熱しましたが、結果は同点のまま閉会式を迎えました。

優勝旗は両組の代表者が仲良く受け取るという、珍しい運動会となりました。子供たちの頑張る姿はいつ見ても良いですね。



一日公庫 開催決定！

今冬も、公庫担当者による融資相談会を 三上税理士法人 勝川本店 にて開催いたします。

12月9日(月) 午後1時より4時まで (要予約)

上記時間でご来店が難しい場合は午前中の対応も可能ですのでご相談ください。

ご予約電話番号 **0120-974-830**



無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

11月開催スケジュール(要予約)

11月 7日(木) 午前10時より12時まで

11月 12日(火) 午後1時より5時まで

11月 13日(水) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info